

伊方町農業支援センターだより

Farmer's Communication Magazine For IKATA Member's

伊方町の未来を拓く 農業振興のため 今こそ関係機関の連携強化を！

伊方町長 山下和彦



平成 25 年度も残すところわずかとなり、町内のみかん農家の皆様には、収穫作業に大変お忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

さて、私は、これまで町長として町の基幹産業である第一次産業の活性化を町政の最重要課題として積極的に取り組んで参りましたが、今年のみかん販売状況につきましては、町内柑橘農家の皆様方の日々のご努力が実り、若干出荷量は減少しているものの、価格は近年同様に高値安定で推移しているとの報告でありますので、大変うれしく思っているところでございます。

しかしながら、国内農業における情勢は、コメ減反政策の大きな転換や、本格的交渉に入った TPP の今後の行方など、まさに農業をとりまく環境は著しい変革の真只中にあり、関連する課題も山積して

います。

私は、町の第一次産業を、何としても守っていかなければならないと強く思っておりますが、農家の皆さんの中には高齢となり農作業に対し体力の不安を抱かれている方も少なくありません。

そのため、そのような方々に出来る限り継続して農業を営んでいただき、優れた伊方町の産地を守り育てていただけるように、新たな農作業支援の仕組み作りや後継者確保対策など、町としての支援を最大限に講じて参る所存でございますので、皆様のご意見・ご要望をお気軽に農業支援センターへお寄せ下さるようお願い申し上げます。

結びに、平成 26 年が皆様方にとりまして、より良い年になりますよう祈念申し上げ、ご挨拶といたします。

— CONTENTS —

1. ごあいさつ
伊方町長 山下和彦 氏
2. 人と農地の問題を解決する
きっかけが「人・農地プラン」
3. イノシシ捕獲実績 !!
イノシシに遭遇した時の注意事項
4. 鳥獣害を受けにくい集落づくり
をめざして
5. 鳥獣害防止対策で
かんきつ園地を守ろう
「ニューフェイス」紹介
村上剛さん（高浦）

6. 営農だより
7. 求人申込書
8. 求職申込書
9. 収穫・草刈・防風垣・剪定等の
農作業のお手伝いさんを募集し
ています。
10. 老後の備えは農業者年金で安心！
11. 青色申告を始めてみませんか？
12. 平成 26 年 1 月～
記帳・帳簿等の保存制度の
対象者が拡大されます

伊方町農業支援センター

(JAにしうわ営農管理センター内)



No.11

企画発行 / 伊方町地域担い手育成総合支援協議会（伊方町農業支援センター内）

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993-2

JJAにしうわ伊方支店 営農管理センター内

TEL (0894) 38-0311 FAX (0894) 38-1063

◆瀬戸・三崎地区の受付窓口◆

瀬戸総合支所地域振興室 TEL (0894) 52-0113

三崎総合支所地域振興室 TEL (0894) 54-1113

人と農地の問題を 解決するきっかけが「人・農地プラン」

現在の農業は、農業者不足、高齢化、耕作放棄地の増加など多くの問題を抱えています。これらの問題を解決するために、国が平成 24 年度からこの事業を進めています。

産地を維持していくために、集落・地域ごとで話し合い将来を考えた計画を立てます。そして、その計画を実現するために地域住民が結集して農業を支えていくことが必要です。その計画になるのが、「人・農地プラン」です。



神松名地区（名取地区を除く）の説明会の様子

「人・農地プラン」を作成することで・・・

- 農業者の連携が密になり、高齢化等でリタイヤする農業者が経営していた農地の対応について進めやすくなります。
- 集落内での徹底的な話し合いにより、合理的な農業経営を進めることができる基盤ができます。（農地集積の推進、集落営農化等）

主役

地域の農家等（みなさん）

地域（集落）の課題を自らの問題として認識し、明るく希望がもてる計画を、後押し機関と連携して作成することが重要です。
※今が行動する最後のチャンスです。

支援

後押し機関（町、JA、県等）

黒子

町、JA、県等の後押し機関が、地域（集落）と共に認識の下で一体となって取り組みます。

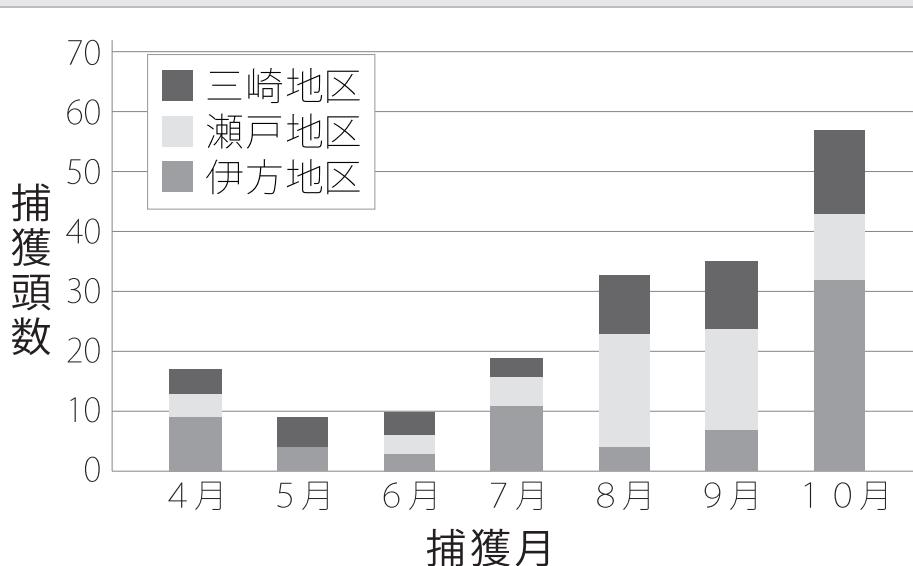
「人・農地プラン」を作成していないと・・・

「人・農地プラン」の作成が採択要件になっている補助事業は実施できません。また、「人・農地プラン」を作成している地区・地域を優先配慮する事業もあります。よって、作成していない地域は「補助事業が対象とならない」場合があります。

イノシシ捕獲実績!

近年、イノシシによる農作物への被害が大きな問題となっています。また、人家付近での出没例もあり、人的被害も心配されています。そこで、伊方町はイノシシの総数を減らすため、猟期(11/1~3/15)以外の期間についても、継続的にイノシシを捕獲できるよう、町内各支部の猟友会員に有害鳥獣捕獲許可証を発行し、イノシシの捕獲を推進しています。

月	H25捕獲頭数			
	月別	伊方地区	瀬戸地区	三崎地区
4月	17	9	4	4
5月	9	4	0	5
6月	10	3	3	4
7月	19	11	5	3
8月	33	4	19	10
9月	35	7	17	11
10月	57	32	11	14
合計	180	70	59	51



イノシシに遭遇した時の注意事項

- ・イノシシに刺激を与えるような行動は絶対にしないでください。
- ・家中や、車の中など安全な場所に移動してください。
- ・農業支援センターまですぐにご連絡ください。

伊方町農業支援センター TEL 0894-38-2658

鳥獣害を 受けにくくい 集落づくりを めざして

伊方町三崎地区では、昨年度、愛媛大学と連携し、センサーcameraの設置による鳥獣生態調査や被害防止対策の検討を進めてきました。引き続き今年度も、集落ぐるみによる鳥獣害対策を進め、鳥獣害対策に関する視察研修や効果的なイノシシの侵入防護柵設置活動を行っています。

6月28日の視察研修では、地元農業者14人と関係者5人が参加し、鬼北農業指導班に実証展示されている、イノシシ対策、シカ対策のための電気柵やいろいろな種類の鉄筋柵を見学しました。また、設置するにあたって注意すべきポイントについて説明を受けたり、松野町のユズ園では近年増加しているシカによる被害状況を現地で確認することができました。現在、伊方町ではシカの被害は出ていませんが、今年に入ってシカの目撃情報もあり危惧されています。

また、11月には、より効果的な防護柵設置を進めるため、広域での柑橘園地の防護柵設置に取り組みました。モデル園を設定し、全長1.6km(約6.5ha)に鉄筋柵の設置を行いました。特に、傾斜地特有の段差のあるところでは、イノシシの潜り込み防止対策が必要となってきます。そこで、鉄筋柵だけは弱い部分に亀甲金網を補強したり、螺旋状のコイルを使用し、鉄筋柵の結合部分の強化を図る工夫なども行いました。

防護柵は設置すれば終了ではありません。今後は、定期的な点検管理を行い、被害防止を強化していくこととしています。



1. 防護柵設置について視察研修
2. シカによる被害状況を視察
3. 共同で防護柵の設置作業
4. 亀甲金網で潜り込み防止強化

かんきつ園地を守ろう 鳥獣害防止対策で

伊方町農業支援センターは、昨年度、「持続可能な集落農業の体制づくり」を目指し、町内でも認定農業者が多い大浜集落をモデル集落として、支援してきました。取り組みの中心は、大浜中山間組合です。

これは、集落の農業者に担い手と農地の現状を再確認してもらうとともに、人・農地プランの策定にも活かし、今後の農地集積推進等の集落営農の基盤づくりに役立てることもねらいとしています。

まず、大浜中山間組合は、昨年6月に同集落農業者83戸を対象に意向調査と園地条件・品種・耕作者の年齢を色分けした園地地図を作成しました。

そして、3月には、支援センターがまとめた意向調査結果と地図の報告会「大浜の農業の将来を考える会」を大



大浜集落のかんきつ園地を守る鳥獣害防止対策検討会

浜集会所で開催しました。当日は、農業者と関係者あわせて32人が集まり、農業の現状把握と意見交換をすることができ、集落の将来の農業を考えるきっかけとなりました。

今年9月20日に伊方町大浜集会所で開催した「大浜集落のかんきつ園地を守る鳥獣害防止対策検討会」では、これらの調査結果をもとに、持続可能な集落農業の体制づくりを目指して、何をするか話し合いました。

その結果、来年度、守りたい約5haの園地に鉄筋柵を設置することになりました。

今後は、その実践に向けて関係者が一体となって支援していきます。



大浜の農業の将来を考える会

NEW FACE

伊方町の新規就農者を紹介!!



むら かみ たけし
村上 剛 さん

- 伊方町高浦65番地
- 昭和63年7月8日生まれ
- 平成23年4月就農

自分の性格

ちょっと変な・・・たぶん真面目です。

就農のきっかけ

東日本東北大震災の映像を見て

農業に対するイメージ

自分の手で『もの』を作り出せる、他にはない味わいがある。

今後の目標

農業での、自分のやりたい事を確立する。

伊方町に望むこと

いろいろな伊方町の魅力をもっとPRして欲しい。

営農だより

① 晩柑類腐敗防止剤散布

品種	時期	薬剤	倍数	収穫前日数	年間使用回数
デコポン	12/下 ～1/上	ベンレート(水) +ベフラン(液)	4,000倍	7日	4回
			2,000倍	前日	2回
サンフル	12月 ～1月	マデックEW +ベフラン(液)	2,000倍	10～20日	1回
			2,000倍	前日	2回

↑ ベフラン（液） 購入時は、印鑑を持参下さい。（劇物です）

② 晩柑類採収

共選等の収穫指示に従って、適期採収を行なって下さい。

③ 晩柑類の予措・貯蔵

品種によって、予措、貯蔵方法は異なります。下記を参考にして下さい。

特に貯蔵中は、果実の入れすぎ等により加湿になりやすいので、換気扇、戸の開閉により室内空気を循環させるとともに、坪当たり貯蔵量1トン以下を厳守する。

ヘタ落ち、ヤケに注意するとともに、定期的に点検し腐敗果を除去する。

柑橘の予措程度と貯蔵条件の目安

品種	貯蔵区分	予措	貯蔵	
		減量割合 (%)	温度 (℃)	湿度 (%)
伊予柑	短期貯蔵	3～5	8～9	85
		5～7	4～5	80
		3～5	6～8	85～90
		しない	5～8	80～90
サンフルーツ	短期貯蔵	4～5	5～8	80～85
			3～5	

- ※ 伊予柑・・・専用貯蔵庫がない場合は、新聞紙を利用する（コンテナ内面に敷く）。
- ※ ポンカン・・・予措は、比較的暖かい部屋で行う。
- ※ デコポン・・・予措は、ゆっくりと行う。長期貯蔵の場合は、ポリ個装を行う。
- ※ 清見・・・大袋を利用する。長期貯蔵の場合は、ポリ個装を行う。
- ※ サンフルーツ・・・長期貯蔵の場合は、ポリ個装を行う。

西宇和農業協同組合 伊方支店営農管理センター 無料職業紹介所 様

求人申込書

申請年月日	平成 年 月 日		※受付年月日	平成 年 月 日	
※受付者氏名			※受付番号	第 号	
ふりがな <u>求人者氏名</u>	(印)			年齢	歳
住 所	伊方町				
連絡先	TEL 携帯TEL				
作業内容	希望する作業に○印をつけて下さい。(複数可)				
	作業項目	希望する作業	作業項目	希望する作業	
	果樹の剪定		マルチ敷き、はぎ		
	防風垣の剪定		摘果		
	草刈り		収穫		
	除草剤散布		運搬		
	高接ぎ(技術職)		選別		
	高接ぎ(補助)		伐採		
	苗植え		袋掛け		
	芋掘り		雑石積		
	施肥		防護柵(電気)設置		
防除		防護柵(鉄柵)設置			
就労場所	伊方地域・瀬戸地域・三崎地域				
求人數	人				
雇用予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで				
就業時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分				
休日	土曜日・日曜日・雨天				
その他条件	賃金=_____円／時間 交通費=_____円／1日 賃金支払サイト=毎日・まとめて 支払方法=現金・口座振込み 賃金支払日=10日・20日・月末 労災保険加入=有・無				

(注) 該当する内容に○印又は記入をして下さい。なお、※印欄については、記入不要です。

西宇和農業協同組合 伊方支店営農管理センター 無料職業紹介所 様

求 職 申 込 書

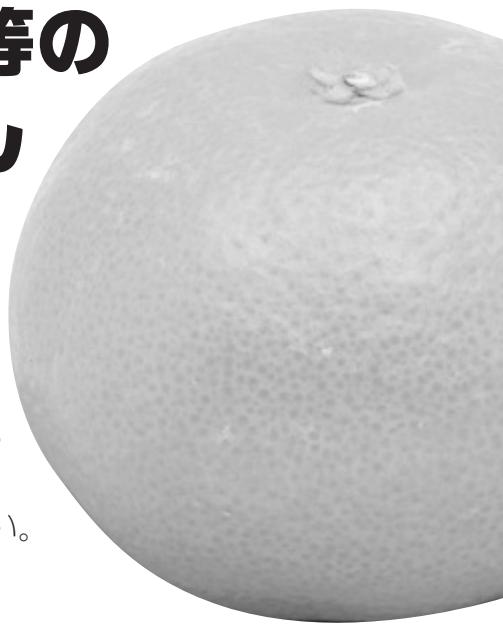
申請年月日	平成 年 月 日		※受付年月日	平成 年 月 日	
※受付者氏名			※受付番号	第 号	
ふりがな <u>求職者氏名</u>			(印)	性 別	男・女
住 所	伊方町				
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日 (歳)				
連絡先	TEL 携帯TEL				
運転免許	有()・無	通勤方法	自動車・バイク・その他		
農作業経験	有る・少々有る・無い (専業農家・兼業農家・非農家)				
作業内容	希望する作業に○印をつけて下さい。(複数可) ○印は、体力のいる仕事です。				
	作業項目	経験の有無	希望する作業	作業項目	経験の有無
	果樹の剪定			マルチ敷き、はぎ	
	○防風垣の剪定			摘 果	
	○草刈り			収穫	
	○除草剤散布			○運搬	
	高接ぎ(技術職)			選別	
	高接ぎ(補助)			○伐採	
	苗植え			袋掛け	
	○芋掘り			○雑石積	
	施 肥			○防護柵(電気)設置	
	防 除			○防護柵(鉄柵)設置	
就労可能期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで				
就労可能時間	午前中のみ・午後のみ・終日 時から 時まで				
就労可能地域	伊方町内全域・伊方地域・瀬戸地域・三崎地域				
その他の条件	紹介所登録期間 平成 年 月まで登録します。				

(注) すべての項目に記入又は○印をして下さい。なお、※印欄は記入不要です。

切り取ってお使いください

収穫・草刈・防風垣・剪定等の農作業のお手伝いさんを募集しています！！

農作業のお手伝いさん（登録支援者）を募集しています。農作業で人手が必要になった時に少しの時間でもお手伝いしていただけませんか。土、日又は、半日・短時間の方も可能です。経験の有無は問いません。
登録を希望されます方は、「求職申込書」を提出して下さい。



【問い合わせ先・申込書提出先】

西宇和農業協同組合 伊方支店 営農管理センター内 無料職業紹介所
TEL 0894-38-0311 FAX 0894-38-1063 (担当：井上)

農作業委託料金表 (平成 25 年度版)

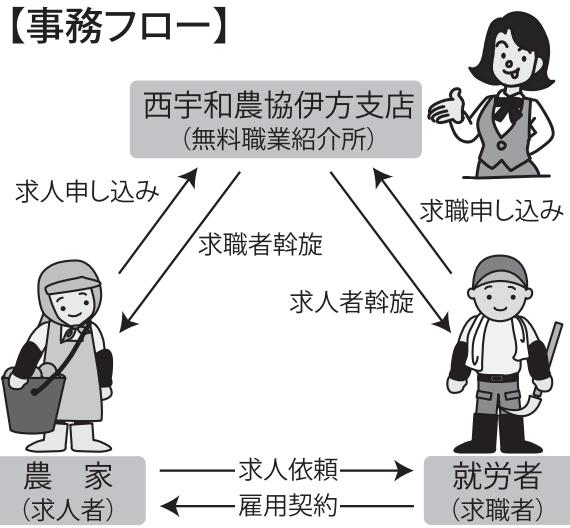
【雇用賃金】

作業分類	作業内容	時間単価
普通労働	摘果	800円～
	収穫	
	選果	
	サンテ・袋掛け	
	除草剤散布	
	高接ぎ補助	
	苗植	
	施肥	
	防護柵(電気)	
重労働	芋掘り	1,000円～
	マルチ敷き・はぎ	
	防護柵(鉄柵)	
	草刈り	
	運搬	
	防風垣の剪定	
	防除	
	伐採	
特殊技術労働	高接ぎ	1,500円～
	剪定	
	雑石積	

【農機具等使用料】

機械等の種類	支援者の機械・器具を使用した場合
刈払機・草刈機・除草剤散布機・トラック・動力噴霧器・チェンソーなど、燃料が必要な農機具	燃料代金等の実費を支払う

【事務フロー】



(注) 表の単価は基準単価です。求人者・求職者の個別交渉で料金を決定して下さい。

老後の備えは農業者年金で安心！

女性農業者の皆さんへ あなた自身の年金を！



老後の備えは万全ですか？

現在 65 歳の農業者年金加入者の平均余命は、男性が 22 年（87 歳）、女性が 27 年（92 歳）です。女性の老後は男性以上に長い道のりです。

日本人の平均余命は、男性 84 歳、女性 89 歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。

農業者年金は女性農業者の長い老後をしっかりサポートします。



農業者年金へのご加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。

一人一人の構えが大切です。

農業者の老後の生活の収入は、国民年金 + 農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高 6 万 5 千 5 百円、夫婦お二人で 13 万 1 千円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で 24 万円が必要となるデータがあります。→月額約 11 万円不足！

農業者年金は国民年金の不足分をしっかりカバーします。

家族経営協定を結べば保険料の国庫補助も受けられます。

認定農業者で青色申告をしている夫と家族経営協定を結んで農業経営に参画している妻も**保険料の国庫補助**が受けられます。

農業者年金は女性の農業経営への参画をしっかり応援します！

農業者年金に 夫のみ加入した場合と 夫婦で加入した場合 の比較

夫と妻は同年齢で、農業者年金へは 30 歳で保険料月額 2 万円で通常加入し、農業者年金加入者の平均余命（男性 87 歳、女性 92 歳）まで生存するとして比較



	65 歳～87 歳の年金額（夫婦）	88 歳～92 歳の年金額（妻のみ）
夫のみ加入	国民年金 夫：月額 65,500 円 妻：月額 65,500 円 計：月額 131,000 円 農業者年金 夫：月額 43,000 円 合計：月額 174,000 円	国民年金 妻：月額 65,500 円 農業者年金 なし 合計：月額 65,500 円
夫婦で加入	国民年金 夫：月額 65,500 円 妻：月額 65,500 円 計：月額 131,000 円 農業者年金 夫：月額 43,000 円 妻：月額 37,000 円 計：月額 80,000 円 合計：月額 211,000 円	国民年金 妻：月額 65,500 円 農業者年金 妻：月額 37,000 円 合計：月額 102,500 円

(注) 農業者年金の試算額については、65 歳までの運用利回り 2.07%、65 歳以降の予定利率は 1.15% として行っています。

青色申告を始めてみませんか？

▲ 「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりませんが、簡易な帳簿（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

青色申告の主な特典

青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生すべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方については、一定の要件の下で最高65万円を差し引くことができます。

また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（最高10万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

青色申告をするためには

▲ 青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

※ 新たに開業された方は、原則として開業の日から2か月以内に提出してください。

※ 「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

平成 26 年 1 月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

▲ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成 26 年 1 月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が 300 万円を超える方です。

平成 26 年 1 月からの記帳・帳簿等保存制度

対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7 年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5 年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5 年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	